

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第八号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和六十年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部」を「総務局」に、「福祉保健部」を「健康福祉局」に、「広島子ども家庭センター」を「西部子ども家庭センター」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。